

作成日 平成 11年 2月 22日
改訂日 令和 6年 10月 17日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ライトクリスタル ZX-LD
製品整理番号	BA006
供給者の会社名称	株式会社ウォーターエージェンシー
住 所	162-0813 東京都新宿区東五軒町 3 番 25 号
担当部門	ケミカルサービス事業本部
TEL	03-3267-4073
FAX	03-3267-4106
緊急連絡電話番号	同 上
推奨用途および使用上の制限	工業用消臭剤

2. 危険有害性の要約

化学品の GHS 分類

物理化学的危険性	酸化性液体	区分2
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	区分4
	急性毒性(吸入)	区分4
環境に対する有害性	皮膚腐食性/刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分1
	生殖細胞変異原性	区分2
	発がん性	区分2
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(血液、呼吸器)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(血液、呼吸器)
	水生環境有害性 短期(急性)	区分2

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険有害性情報

危険

火災助長のおそれ:酸化性物質 (H272)
飲み込んだ場合や吸入した場合は有害 (H302+H332)
重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷 (H314)
重篤な眼の損傷 (H318)
遺伝性疾患のおそれの疑い (H341)
発がんのおそれの疑い (H351)
臓器(血液, 呼吸器)の障害 (H370)
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(血液, 呼吸器)の障害 (H372)
水生生物に毒性 (H401)

注意書き

<安全対策>

- 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
- 全ての安全上の注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
- 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
- 衣類及び可燃物から遠ざけること。(P220)
- ミスト/蒸気を吸入しないこと。(P260)
- 取扱い後は手/顔をよく洗うこと。(P264)
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
- 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)

<p><応急措置></p> <p><保管></p> <p><廃棄></p> <p>GHS 分類に関係しない又は GHS で扱われない他の危険有害性</p> <p>その他の情報</p> <p>重要な徴候及び想定される非常事態の概要</p> <p><重要な徴候></p> <p><非常事態の概要></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への放出を避けること。(P273) ・保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280) ・ばく露又はばく露の懸念がある場合:直ちに医師に連絡すること。(P308+P310) ・口をすすぐこと。(P330) ・飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331) ・皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353) ・吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) ・眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) ・直ちに医師に連絡すること。(P310) ・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。(P363) ・火災の場合:適切な消火剤を使用して消火すること。(P370+P378) ・施錠して保管すること。(P405) ・内容物／容器を現地、地域、国、国際規則に従って廃棄すること。(P501) <p>知見なし</p> <p>なし</p> <p>焼けるような痛みおよび重篤な腐食性の皮膚損傷。重篤な眼の損傷。症状には、刺すような痛み、流涙、充血、はれ又は眼のかすみなどがある。失明等の永久的な眼の損傷がおこる可能性がある。長期にわたるばく露により慢性影響をうけることがある。</p> <p>火災助長のおそれ:酸化性物質。重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷。吸入すると有害。飲み込むと有害。臓器の障害。発がんのおそれの疑い。遺伝性疾患のおそれの疑い。長期にわたるばく露により慢性影響をうけることがある。水路に排出されると環境に対して危険である。</p>
--	--

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	混合物	
化学名又は一般名	①過酸化水素	②中性塩
化学物質を特定できる一般的な番号	①CAS No. 7722-84-1	②CAS No. 有り
化学式	①H ₂ O ₂	②非開示
成分及び濃度又は濃度範囲	①過酸化水素 28wt%	②中性塩 30wt%
官報公示整理番号(化審法)	①(1)-419	②化審法番号有り
(安衛法)	①公表化学物質	②公表化学物質

4. 応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。必要に応じて酸素吸入または人工呼吸を行うこと。気分が悪いときは医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	衣類にかかった場合:服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類及び皮膚を多量の水で洗うこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。直ちに医師に連絡すること。化学火傷の場合は、医師の手当てを受けること。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
眼に入った場合	直ちに多量の流水で最低 15 分間目を洗浄すること。コンタクトレンズを着用していて容易に取り外せる場合は取り外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
飲み込んだ場合	直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。嘔吐した場合は、胃からの嘔吐物が肺に入らないよう頭部を下げること。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	焼けるような痛みおよび重篤な腐食性の皮膚損傷。重篤な眼の損傷。症状には、刺すような痛み、流涙、充血、はれ及び眼のかすみなどがある。失明等の永久的な眼の損傷がおこる可能性がある。長期にわたるばく露により慢性影響をうけることがある。

応急措置をする者の保護に必要な注意事項	直ちに汚染された衣類を脱がせること。可燃性物質と接触すると火災を起こすことがある。ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。気分がすぐれないときは医療処置についてアドバイスを求める（可能ならば製品ラベルをみせること）。医療スタッフに物質が何であるかを伝え、自身の防護措置にも注意喚起する。この安全データシートを担当医に見せること。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
医師に対する特別な注意事項	一般的な処置および症状にあわせた適切な治療を施すこと。化学やけど：直ちに水で洗い流す。洗いながら火傷の部分に付着していない衣服を取り除く。救急車を呼ぶ。病院への搬送中も水洗いを続ける。被災者を保温すること。被災者の観察を続けること。症状は遅れて現れてくることがある。
5. 火災時の措置	
適切な消火剤	一般火災の場合は消火剤として水を用いるが、大量の有機溶剤や油類が混在する場合は、泡、粉末あるいは二酸化炭素等の消火剤を使用する。
使ってはならない消火剤	大量の有機溶剤や油類が混在する場合の水。
火災時の特有の危険有害性	可燃性の物質の燃焼率を著しく増大させる。容器は加熱されると爆発する可能性がある。火災の際は健康に有害ガスが生成することがある。
特有の消火方法	火災や爆発の場合、ヒュームを吸入してはならない。火災の場合：安全に対処できるならば漏えい（洩）を止めること。危険でなければ、火災区域から容器を移動させること。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	火災の際は自給式呼吸器および全身保護衣を着用すること。
一般的な火災の危険性	火災助長のおそれ：酸化性物質。可燃性物質と接触すると火災を起こすことがある。
特定の消火方法	火災にさらされた容器は消火が完了した後もしばらく水で冷却すること。
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	関係者以外の立ち入りを禁止する。流出／漏洩箇所から関係者以外を遠ざけ、風上に避難させること。衣類及び可燃物から遠ざけること。清掃中は適切な保護具および防護服を着用すること。ミスト／蒸気を吸入しないこと。適切な保護衣を着用せずに、壊れた容器または流出物に触らないこと。十分な換気を行うこと。流出が著しく回収できない場合は、地方自治体に連絡すること。個人用保護具については、本 SDS の項目 8 を参照すること。
環境に対する注意事項	環境への放出を避けること。全ての環境流出に該当する管理または監視要員に通知すること。安全を確認してから、漏洩・流出を止める。下水や水路、地面に排出しないこと。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	全ての着火源（近くにあるタバコ、炎、火花、火）を除去すること。可燃性物質（木材、紙、油など）を流出物から遠ざけること。汚染されたところは換気を行うこと。清掃中は適切な保護具および防護服を着用すること。製品を排水施設に流してはならない。 大量の漏出：リスクを伴わずに可能なら、物質の流れを遮断する。可能な場合は漏出物を堰き止めること。パーミキュライト、砂、土などの不燃性物質を用いて製品を容器に吸収し、後で廃棄すること。製品回収後、その付近を水で洗い流すこと。 少量の漏出：土、砂またはその他の不燃性物質に吸収させて、容器に移し、後で処分すること。表面を徹底的に清掃して、残留汚染物を取り除くこと。 絶対に流出物を元の容器に回収して再使用してはならない。物質を適切なふたとラベルがついた容器に入れること。廃棄物の廃棄方法については、本 SDS の項目 13 を参照のこと。
7. 取扱い及び保管上の注意	
取扱い	
技術的対策(局所排気、全体換気等)	屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。
安全取扱注意事項	使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全上の注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 熱源から離して保管すること。 可燃物と混合を回避するために予防策をとること。 衣類及び可燃物から遠ざけること。

	<p>ミスト／蒸気を吸入しないこと。 眼、皮膚、衣類につけないこと。 味を見たり飲み込んだりしてはならない。 長時間の接触を避けること。 使用中は飲食や喫煙をしない。 もし可能であれば、閉鎖系で取り扱うこと。 取扱い後は手をよく洗うこと。 環境への放出を避けること。 産業衛生に気を配ること。</p>
接触回避	<p>本 SDS の項目 8 で推奨されている個人用保護具を使用すること。 可燃物と混合を回避するために予防策をとること。還元剤。詳細については、本 SDS の項目 10 を参照のこと。</p>
衛生対策	<p>あらゆる医学的監視要件を遵守すること。 衣服や他の可能性物質の近くにおかないこと。 汚染された衣服は素早く取り去って洗うこと。 飲食物から遠ざける。 本物質を取り扱った後、飲食や喫煙をする前に手を洗うなど、常に適切な衛生措置をとること。 汚染物質を取り除くために定期的に作業衣と保護具を洗うこと。</p>
保管	
安全な保管条件	<p>施錠して保管すること。熱源から離して保管すること。 直射日光が入らない、涼しく乾燥した場所に貯蔵すること。 換気の良い場所で保管すること。 可燃性物質の近くに保管しないこと。</p>
安全な容器包装材料	<p>混触禁止物質から離して保管すること(本 SDS の項目 10 を参照)。 元の容器に密閉して保管する。 取扱い及び保管にあたり、薬液中の過酸化水素の分解を促進する材質を使用してはならない。 適切な材質: 金属) アルミニウム、ステンレス鋼(SUS304、SUS316) 樹脂) フッ素樹脂 不適な材質: 金属) 鉄、銅、銅合金、ニッケル、モリブデン合金、チタン、チタン合金など 樹脂) ポリアミド、ポリブタジエン、エポキシ樹脂、天然ゴム 貯蔵タンク等の設備材質は、純度 99.7%以上のアルミニウム(A1070)またはアルミニウム合金(A5052、A5254)が使用できる。金属材料の場合は、接液表面の不活性化処理を行う。</p>
8. ばく露防止及び保護措置	
管理濃度	設定されていない。
許容濃度	
日本産業衛生学会(2014年版)	設定されていない。
ACGIH	過酸化水素 TWA 1ppm
設備対策	<p>適切な全体換気を行わなければならない。換気回数は状況に合わせてのこと。 ばく露限界値が設定されている場合は、密閉装置、局所排気装置その他の装置により、空气中濃度をばく露限界値以下に保つこと。ばく露限界値が設定されていない場合も、空气中の濃度を適切な濃度以下に抑えること。 この製品は、洗眼設備および緊急用シャワーがあるところで扱わなければならない。</p>
保護具	<p>呼吸用保護具: 蒸気やミストを吸入する可能性がある場合、空気呼吸器か、又は簡易保護マスク(蒸気には効かない) 手の保護具 : ゴム手袋 眼、顔面の保護具 : 保護眼鏡／ゴーグル 皮膚及び身体の保護具 : 作業衣、安全帽(ヘルメット)、安全靴もしくはゴム長靴、ゴム前掛け等 天然皮革製保護具を使用してはならない。</p>

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
色	無色透明
臭い	特有の刺激臭
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界／ 可燃限界	燃焼又は爆発範囲の下限(%) : データなし(蒸気が空気と混ぜても爆発しない。 燃焼又は爆発範囲の上限(%) : データなし(蒸気が空気と混ぜても爆発しない。)
引火点	データなし(過酸化水素自体は燃焼しないが、分解すると酸素ガス及び熱を発生し、支燃性を示す。)
自然発火点	データなし(過酸化水素自体は燃焼しないが、分解すると酸素ガス及び熱を発生し、支燃性を示す。)
分解温度	データなし
pH	<=2
動粘性率	データなし
溶解度	水と任意の割合で溶解する。
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	密度: データなし 比重(相対密度) : 1.35~1.40 (25/4°C)
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	分解すると水と酸素ガスになり、この時 98.05kJ/mol-H ₂ O ₂ の熱を発生する。 異物混入などによる薬液中の過酸化水素の分解は、加熱により促進される(温度が10°C上昇すると、分解速度は約 2.2 倍速くなる)。
化学的安定性	異物(重金属、アルカリ、酸化され易い有機物等)が混入しない限り、非常に安定である。
危険有害反応可能性	白金、銀、銅、鉄、クロム、マンガン等と接触すると、過酸化水素が急激に分解して酸素ガス及び熱を発生し、密閉容器では破裂することがある。
避けるべき条件	加熱。異物の混入を避ける。
混触危険物質	重金属、アルカリ、酸化され易い有機物等 鉄、銅、銅合金、チタン、チタン合金、ハステロイ系合金、ポリアミド(ナイロン)、ポリブタジエン、エポキシ樹脂、天然ゴム、アスベスト成形材料等
危険有害な分解生成物	酸素ガス(支燃性がある)

11. 有害性情報

急性毒性	吸入すると有害。飲み込むと有害。 経口 : (過酸化水素) ラット LD ₅₀ = 805mg/kg (中性塩) ラット LD ₅₀ = 3,700mg/kg 経皮 : (過酸化水素) ウサギ LD ₅₀ = 690mg/kg (中性塩) ウサギ LD ₅₀ < 2,000mg/kg 吸入(蒸気) : (過酸化水素) ラット LC ₅₀ = 1,438ppm, 4 時間 (中性塩) データなし。 吸入(ミスト) : (過酸化水素) マウス LC ₅₀ = 0.46mg/L, 4 時間 (中性塩) データなし。 製品としての区分は急性毒性の推定により分類 JIS の基準で分類した。 経口 : 成分加算式より推定して区分 4 とした。 経皮 : 中性塩の LD ₅₀ は < 2,000mg/kg なので、区分 1 ~ 区分 4 のどれに該当するか分からない。従って経皮は分類できないとした。 吸入 : 類似製品の 25% 過酸化水素水溶液、30% 過酸化水素水溶液の区分(区分 4) から、本製品の吸入は区分 4 とした。 皮膚腐食性／刺激性 眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性
皮膚腐食性／刺激性	区分 1 の過酸化水素を 28% 含有のため、製品としては区分 1 とした。
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性	区分 1 の過酸化水素を 28% 含有のため、製品としては区分 1 とした。

呼吸器感作性又は皮膚感作性	呼吸器感作性物質ではない。この製品は、皮膚感作性を示す情報は無く可能性は低い。データ不足のため、分類できない。
生殖細胞変異原性	(過酸化水素) エームス試験: サルモネラ TYPHIMURIUM 菌に対し、弱い変異原物質である。 小核試験: 陰性。 (中性塩) 小核試験で陽性であることから区分2とした。 区分2の中性塩を $\geq 1\%$ 含有するので、製品としては区分2とした。
発がん性	(過酸化水素) ACGIH 発がん性物質: A3 動物に対して発がん性が確認された物質(ヒトに対する発がん性との関連は未知) IARC 発がん性評価モノグラフ: 3 ヒトへの発がん性を分類できない ACGIH は IARC でレビューした発がんデータに関して、本物質の発がん性には限定的な証拠が存在することから A3としている。したがって新しい ACGIH の分類を採用し、区分2とした。 (中性塩) IARC 発がん性評価モノグラフ: 2A ヒトに発がん性の可能性が高い。 区分2の過酸化水素を 28%含有するため、製品としては区分2とした。
生殖毒性	この製品は、生殖影響または発達影響を示す情報は無く可能性は低い。データ不足のため、分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	(過酸化水素) 動物(ラット、マウス)(EU-RAR(2003))及びヒト(ACGIH(7th, 2001))の吸入曝露で、鼻、喉、気管への刺激性が報告されている。動物(ラット、マウス)ではいずれも区分1のガイダンス値の範囲内の用量(0.34-0.43mg/L)で、肺、気管の充血、肺水腫、肺気腫、肺うっ血の記載(EU-RAR(2003)、ECETOC Special Report 10 (1996))がある。これらに基づき、区分1(呼吸器)とした。 (中性塩) 誤って摂取した 15 人の兵士がメヘモグロビン血症になり約 15g を摂取した 15 人を摂取した 13 人が死亡し、5g を摂取した 2 人が生存した(ECETOCTR 27(1988))ことから区分1(血液)とした。 区分1の過酸化水素および中性塩をそれぞれ $\geq 10\%$ 含有のため、製品としては区分1(血液、呼吸器)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	(過酸化水素) イヌおよびラットにおける蒸気吸入試験で区分1のガイダンス値範囲内の用量(0.005-0.01mg/L)で肺に線維組織巣が散見され、無気肺領域と気腫領域の混在(イヌ)、鼻腔上皮に壊死及び炎症、喉頭に細胞浸潤(ラット)を認めたとの記述、ヒトにおいても鼻、喉に刺激性を示し、最悪のケースでは肺水腫を生じるリスクがあるとの記述から、区分1(呼吸器)とした。 (中性塩) 中性塩を含む食事、水を摂取した幼児にメヘモグロビン濃度の上昇が多数報告されていること、利尿剤として中性塩を、尿路結石防止剤として中性塩を投与された患者にメヘモグロビン血症がみられる(ECETOC TR27(1988))ことから区分1(血液)とした。 区分1の過酸化水素および中性塩をそれぞれ $\geq 10\%$ 含有のため、製品としては区分1(血液、呼吸器)とした。
誤えん有害性	データ不足のため、分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期(急性)

(過酸化水素) 藻類(ニッチア)による 72 時間 $EC_{50} = 0.85\text{mg/L}$ (EU-RAR, 2003)であることから、区分1とした。
(中性塩) 魚類(キングサーモン)での 96 時間 $LC_{50} = 937.7 \sim 1,054 \text{ mg/L}$ 、魚類(ニジマス)での 96 時間 $LC_{50} = 1,685 \text{ mg/L}$ であることから、区分に該当しないとした。
区分1の過酸化水素を 28%含有のため、製品としては区分2とした。

水生環境有害性 長期(慢性)

(過酸化水素)慢性毒性データを用いた場合、急速分解性があり(10-day window 基準を満たす「易分解性」(EU-RAR, 2003))、藻類(クロレラ)の72時間 NOEC = 0.1 mg/L(EU-RAR, 2003)であることから、区分2となる。慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、甲殻類(オオミジンコ)の24時間 EC₅₀ = 2.3 mg/L(EU-RAR, 2003)であるが、急速分解性があり(10-day window 基準を満たす「易分解性」(EU-RAR, 2003))、生物蓄積性が低いと推定される(log Kow = -1.36(ICSC, 2000))ことから、区分に該当しないとなる。以上の結果を比較すると、区分2となり、慢性毒性値が得られていることから本物質は継続的な環境への排出がある場合には、慢性毒性の懸念があることが示唆されるが、実環境中では速やかに分解されることが知られており、専門家判断により区分に該当しないとした。

(中性塩)難水溶性でなく(水溶解度 = 730,000mg/L(PHYSPROP Database, 2009))、急性毒性が低いことから、区分に該当しないとした。

過酸化水素および中性塩ともに区分外であるため、製品としては区分に該当しないとした。

残留性・分解性
生体蓄積性
土壌中の移動性
オゾン層への有害性

知見なし。
知見なし。
知見なし。
知見なし。

13. 廃棄上の注意

化学品(残余廃棄物)、当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

現地の規定に従い、処分する。空の容器または内張には製品残渣が残っているおそれがある。この物質およびその容器は、安全な方法で廃棄しなければならない。製品の残余物が残っているかもしれないので、容器が空になった後もラベルの警告に従う。空の容器はリサイクルまたは廃棄のために、承認された廃棄物処理施設に運ばなければならない。

廃棄物処理法の許可を受けた業者に処理を委託すること。回収して再生するか、許可を受けた廃棄物処理場で、密封された容器に納めて廃棄する。本物質を下水/水道供給経路に流入させてはならない。薬剤または使用済容器で、池、水路、溝を汚染しないこと。内容物/容器を現地、地域、国、国際規則に従って廃棄すること。自社で排水処理装置を所有していない場合は、全量回収の上産業廃棄物処分業の許可を受けた業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を添えて、処理を委託すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

IATA 航空危険物規則書

国連番号

3139

正式輸送品目名

その他の酸化性物質(液体)(他の危険性を有しないもの)

輸送危険有害性クラス

クラス

5.1

副次危険性

—

容器等級

II

環境に対する有害性

非該当

ERGコード

5L

使用者のための特別な予防措置

取り扱いの前に安全指示、SDS および応急処置法を読むこと。

その他の情報

旅客貨物輸送機

制限付きで許可される。

貨物専用航空機に限る

制限付きで許可される。

IMDG Code (国際海上危険物規程)

国連番号	3139
正式輸送品目名	その他の酸化性物質(液体) (他の危険性を有しないもの)
輸送危険有害性クラス	
クラス	5.1
副次危険性	—
容器等級	II
環境に対する有害性	
海洋汚染物質	非該当
EmS	F-A, S-Q
使用者のための特別な予防措置	取り扱いの前に安全指示、SDS および応急処置法を読むこと。
MARPOL73/78 附属書II 及び	未確定
IBC コードによるばら積み輸送	
される液体物質	
IATA;IMDG	



国内規制	国内輸送については 15 項の規制に従うこと。
緊急時応急措置指針番号	140

15. 適用法令

労働安全衛生法	危険物 酸化性の物(過酸化水素、中性塩が該当) (令別表第 1) 50kg 以上(過酸化水素)、1000kg 以上(中性塩)を取り扱う設備は化学設備に該当し、設置の際には所轄労働基準監督署への届出が必要。(法第 88 条) (除外規定あり) 法第 57 条 表示対象物質(過酸化水素) 法第 57 条の 2 通知対象物質(過酸化水素) 安衛則第 594 条、皮膚に障害を与える物に該当(過酸化水素)
毒物及び劇物取締法	特定毒物 非該当 毒物 非該当 劇物 過酸化水素を含有する製剤 (別表第 2 の 94)、包装等級 II
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	第一種特定化学物質 非該当 第二種特定化学物質 非該当 監視化学物質 非該当 優先評価化学物質 非該当 届出不要物質 非該当
化学物質排出把握管理促進法	特定第一種指定化学物質 非該当 第一種指定化学物質 非該当 第二種指定化学物質 非該当
消防法	非該当
船舶安全法(危規則)	酸化性物質類
航空法施行規則	酸化性物質類
水質汚濁防止法	法第 2 条第 2 項 1 号 施行令第 2 条 中性塩が有害物質(アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物)に該当 法第 2 条第 4 項 施行令第 3 条の 3 指定物質(過酸化水素)
港則法	酸化性物質(法 21 条第 2 項、則第 12 条) (港則法施行令規則の危険物を定める告示) 危険物を積載した船舶が特定港に入港する時、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。
道路法	危険物(令第 19 条の 13) 道路管理者(日本道路公団等)がトンネルごとに危険物の種類、積載方法等について公示しており、通行が制限されている。(規則第 4 条の 10、危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれにトンネルの通行の禁止又は制限の告示)

火薬類取締法
海洋汚染防止法

非該当
有害液体物質 Y類物質（過酸化水素）
査定物質（Z類同等の有害液体物質）（中性塩）

16. その他の情報

・参考文献

ACGIH Documentation of the Threshold Limit Values and Biological Exposure Indices

HSDB®－Hazardous Substances Data Bank

IARC 発がん性評価モノグラフ

日本化学工業協会 GHS 対応ガイドライン 2019年6月

日本産業衛生学会 許容濃度の勧告

JIS Z 7252:2019 GHS に基づく化学品の分類方法

JIS Z 7253:2019 GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

National Toxicology Program (NTP) Report on Carcinogens

・記載内容の取扱い

全ての資料や文献を調査した訳ではないため、情報洩れがあるかも知れません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じることがあります。

重要な決定等にご利用される場合は、試験によって確かめられる事をお薦めします。なお、含有量、物理化学的性質等の数値は保証値ではありません。また、注意事項は、推奨用途上の通常的な取扱いを対象としたものなので、推奨用途から外れる特殊な取扱いの場合には、この点にご配慮をお願いします。

・問合せ先

担当部門 ケミカルサービス事業本部

電話番号 03-3267-4073 FAX 番号 03-3267-4106